

大学等で基礎資格と単位を修得し、養護教諭免許状を取得したい方

免許状の種類

- 養護教諭免許状（専修、1種、2種）

根拠規定

- 免許法別表第2

取得方法

- 大学等で基礎資格と単位を修得し、養護教諭免許状を取得する方法は、<表45>のとおりです。

<表45>

取得しようとする免許状		専修	1種			2種			
所要資格	基礎資格	修士	イ (注)の3参照	ロ (注)の4参照	ハ (注)の5参照	イ (注)の6参照	ロ (注)の7参照	ハ (注)の8参照	
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)	80単位	56単位	12単位	22単位	42単位	—	—	
第1欄	科目	含めることが必要な事項							
第2欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4単位以上	4単位以上	左の科目について、合わせて3単位以上	2単位以上	2単位以上		
		学校保健	2単位以上	2単位以上		1単位以上	1単位以上		
		養護概説	2単位以上	2単位以上		1単位以上	1単位以上		
		栄養学(食品学を含む。)	2単位以上	2単位以上		2単位以上	2単位以上		
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2単位以上	2単位以上		2単位以上	2単位以上		
		解剖学・生理学	2単位以上	2単位以上		2単位以上	2単位以上		
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2単位以上	2単位以上		2単位以上	2単位以上		
		精神保健	2単位以上	2単位以上		2単位以上	2単位以上		
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10単位以上	10単位以上		10単位以上	10単位以上		
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	最低修得単位数 (ア)	28単位	28単位	3単位	6単位	24単位	—	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	左の事項をすべて含むこと	左の事項をすべて含むこと	1事項について 2単位以上	1事項について 2単位以上	左の事項をすべて含むこと		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)							
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)							
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1単位以上	1単位以上	1単位以上	2単位以上	1単位以上		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							
		最低修得単位数 (イ)	8単位	8単位	2単位	2単位	5単位	—	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	左の事項をすべて含むこと	左の事項をすべて含むこと	1事項について 2単位以上	1事項について 2単位以上	左の事項をすべて含むこと		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)							
		生徒指導の理論及び方法							
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
		最低修得単位数 (ウ)	6単位	6単位	—	—	3単位	—	
第5欄	教育実践に関する科目	養護実習	5単位	5単位	2単位	2単位	4単位	—	
		教職実践演習	2単位	2単位			2単位		
		最低修得単位数 (エ)	7単位	7単位	2単位	2単位	6単位		
第6欄	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数 (オ)	31単位	7単位	—	—	4単位	—	

(注)

1 <表45>の科目の単位は、養護教諭の認定課程を有する大学等の課程で修得しなければなりません。

2 <表45>の単位のほか、免許法施行規則第66条の6に定める次の科目の単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得する必要があります。

免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低修得単位数
日本憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2単位

3 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含みます。

4 「基礎資格」欄の1種免許状の「イ」の項は、「学士の学位を有すること」です。

「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含みます。

5 「基礎資格」欄の1種免許状の「ロ」の項は、「保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。」です。

6 「基礎資格」欄の1種免許状の「ハ」の項は、「保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。」です。

7 「基礎資格」欄の2種免許状の「イ」の項は、「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。」です。

なお、「短期大学士の学位を有すること」には、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有すること場合を除く。）を含みます。

8 「基礎資格」欄の2種免許状の「ロ」の項は、「保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。」です。

9 「基礎資格」欄の2種免許状の「ハ」の項は、「保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。」です。

10 「　　」書きの科目は、いずれか1以上の科目にわたって修得してください。

11 “・”で結ばれた科目は、必ず両方の内容を含んだ科目を修得するか、別々の科目を修得してください。

12 （・・・を含む。）内に書かれている内容は、すべて修得してください。

13 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合には、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む必要はありません。

14 「養護実習」の単位数には、養護実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における養護実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含んでください。

15 「養護実習」の単位には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。

※ 「基礎資格」欄の1種免許状の「ロ」及び「ハ」の場合を除く。

16 「養護実習」の単位は、養護教諭又は養護助教諭として、1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者は、1年1単位の割合で他の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教職実践演習」の単位を、これに替えることができます。

17 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭免許状を所持する者は、当該免許状を取得するために修得した以下の科目を、養護教諭免許状取得のためのそれぞれの単位にあてることができます。

(1) 「教育の基礎的理解に関する科目」 ······ 6 (4) 単位まで

(2) 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、

教育相談等に関する科目」 ······ 2 単位まで

※ () 内は2種免許状の授与を受ける場合の単位数

18 栄養教諭免許状を所持する者は、当該免許状を取得するために修得した以下の科目を、養護教諭免許状取得のためのそれぞれの単位にあてることができます。

(1) 「教育の基礎的理解に関する科目」 ······ 6 (4) 単位まで

(2) 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、

教育相談等に関する科目」 ······ 8 (4) 単位まで

※ () 内は2種免許状の授与を受ける場合の単位数